

令和2年（2020年）3月3日
教育委員会資料
教育委員会事務局学校教育課

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、学校の臨時休業の手續について、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

2 指示する理由

令和2年3月16日以降の臨時休業の実施については、時機に応じて適切に判断する必要があるため。

3 教育長の臨時代理による事務処理を指示する内容

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定

4 今後の予定

令和2年3月13日 教育委員会定例会 教育長の臨時代理による事務処理結果の報告